

# 居宅介護支援事業所 ぼっちり

## 重要事項説明書

- 1.居宅介護支援を提供する事業者
- 2.利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所
- 3.事業の目的及び運営の方針
- 4.事業所の営業日及び営業時間
- 5.事業所の職員体制
- 6.利用料
- 7.居宅介護支援業務の内容と手順について
- 8.個人情報の保護について
- 9.苦情の申立、相談の窓口
- 10.高齢者虐待の防止のための措置
- 11.事業継続計画について
- 12.感染症の予防及びまん延防止のための措置
- 13.身体的拘束等の原則禁止や身体拘束等を行う場合の記録について
- 14.緊急時の対応について
- 15.事故発生時の対応について
- 16.記録の保管について
- 17.その他

# 居宅介護支援事業所 ぼっちり 重要事項説明書

## 1 居宅介護支援を提供する事業者

事業者名称	社会福祉法人 伊野福祉会
代表者氏名	理事長 西本 勝子
住所・連絡先	高知県吾川郡いの町波川560番地2 Tel 088-892-4976 FAX 088-892-4977
法人設立年月日	平成26年3月4日

## 2 利用者に対しての居宅介護支援を実施する事業所

事業所名称	居宅介護支援事業所 ぼっちり
介護保険指定事業所番号	3972400810
住所・連絡先	高知県吾川郡いの町駅前町14 Tel 088-891-6616 FAX 088-821-6337
事業所の通常の事業の実施地域	いの町・高知市・土佐市・日高村・佐川町
開設年月日	平成26年5月16日

## 3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、居宅において能力に応じ、自立した日常生活がおくれるよう居宅サービス計画の作成をはじめとした居宅介護支援を行うことを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 要介護者等の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護保険を中心に他の法律や制度の知識も用いて、利用者の立場にたって相談に応じ、サービス事業者が要介護者等の日常生活を支援し、心身機能の維持回復が図れる等、総合的な業務にあたる。</li> <li>2. 居宅介護支援の実施にあたっては、介護サービス事業者その他保健医療サービスや福祉サービスを提供する者との連携に努める。</li> <li>3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。</li> <li>4. 関係市町村とも連携を図り、総合的な業務にあたる。</li> </ol>

## 4 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（ただし12月31日から1月3日までを除く）
営業時間	8時30分～17時30分

上記営業時間以外も、代表電話や介護支援専門員の業務用携帯電話にて連絡がとれる体制にしております。

## 5 事業所の職員体制

当事業所は特定事業所加算（Ⅲ）の体制を取り、中重度者や支援困難ケースへも積極的な対応を行うほか、質の高いケアマネジメントを実施し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に努めます。

職種	職務内容	人員数
管理者 (主任介護支援専門員)	事業所従業員の管理及び業務の管理を行う	常勤兼務 1名 氏名：織田ひとみ
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行う	常勤 3名 非常勤 0名

## 6 利用料

居宅介護支援の利用料は以下の通りですが、介護保険制度から給付されますので自己負担はありません。ただし保険料の滞納等で償還払いとなる場合は自己負担を頂き、サービス提供証明書を発行致します。

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
	居宅介護支援費Ⅰ 10,860円	居宅介護支援費Ⅰ 14,110円
〃 45人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,440円	居宅介護支援費Ⅱ 7,040円
〃 60人以上の場合の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,260円	居宅介護支援費Ⅲ 4,220円

※当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

※特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。

※45件以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

	加算	加算額	算定要件等
なし 要介護度による区分	特別地域居宅介護支援	上記居宅介護支援料金×15%	厚生労働省が定める地域に所在する事業所がサービスを行った場合。その月の支援のある全利用者に加算する。(いの町=過疎地域)
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	上記居宅介護支援料金×5%	厚生労働省が定める地域に居住する利用者に対して通常の実施地域を越えてサービス提供を行った場合、該当利用者に加算する。

要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,000 円/月	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円/月	入院した日のうちに入院先の医療機関に対して必要な情報提供を行った場合 （利用者一人につき月1回を限度）
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円/月	入院日の翌日又は翌々日に入院先の医療機関に対して必要な情報提供を行った場合 （利用者一人につき月1回を限度）
	退 院 ・ 退 所 加 算	1 回4,500 円 2 回6,000 円 (カンファレンス参加 +1,500 円)  3 回9,000 円	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を得たうえで、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	500 円/月	利用者病院、診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に、介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身状況や生活環境等の必要な情報提供を行うと共に、医師等から必要な情報の提供を受けた上で居宅介護サービス計画に記録した場合（利用者一人につき月1回を限度）
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 （利用者1人につき月に2回を限度）
	特定事業所加算（Ⅲ）	3,230 円	困難事例の受入や人材の確保、サービス提供に関する定期的な会議、事例検討会の開催での地域のケアマネジメント機能を向上させる取り組み等、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 （一月につき）
	特定事業所加算（A）	1,440 円	

#### その他の費用

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求する場合があります。
その他費用	利用者又は家族からの要望により、居宅介護支援事業所が居宅介護支援事業以外の事柄について代行する場合は、それに係る人件費や経費分を事前に説明し、同意を得た上でを行い、請求致します。

#### 7 居宅介護支援業務の内容と手順について

- ① 担当の介護支援専門員が居宅サービス計画の作成に関する業務を行います。担当は当事業所の事情や利用者及びその家族との話し合いを経て交代する場合があります。
- ② 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者側から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。

- ③ 居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
- ④ 居宅サービス計画の作成手順等
- ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族への面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- イ 居宅サービス等の選択にあたっては、近隣の指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。利用者及びその家族は複数の事業所の紹介を求めることができます。
- ウ 介護支援専門員は、居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。利用者及びその家族は当該事業所をケアプランに位置づけた理由の説明を求めることができます。
- 前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護等（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合 および訪問介護等ごとの同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合は別紙の通りです。（別紙参照）
- エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるようサービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- オ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。また主治医等に当該居宅サービス計画を交付します。
- カ 介護支援専門員は、福祉用具の適時適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択ができるよう、専門的見地からの意見徴収等を行うと共に、必要な情報を提供します。
- キ 介護支援専門員は、利用者、家族と話し合った内容を元に作成した居宅サービス計画の原案に基づき、サービス担当者会を開催して専門的見地からの意見や留意点を聴衆し、改めて利用者、家族の同意を得て居宅サービス計画を決定します。
- ク 介護支援専門員は、厚生労働省の定める検証対象に該当する訪問介護（生活援助中心）を多く位置づけたケアプランを保険者である市町村に届け出て検証を受けます。
- ⑤ サービス実施状況の把握、評価について
- ア 介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- イ 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも1ヶ月に1回（利用者の同意、状態安定、テレビ電話装置等、サービス事業所等の連携による情報収集など要件を満たす場合は2か月に1回）利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともにモニタリングの結果を記録します。
- ウ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は利用者の服薬状況、口腔機能等、心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師、又は薬剤師等に提供します。報告相談をして指導を求めたり、ケアプラ

ン等を提出することがあります。

利用者の入院時には、利用者またはその家族から担当の介護支援専門員の氏名、連絡先を入院先医療機関に伝えるよう依頼します。

- ⑥ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。
- ⑦ 居宅サービス計画の変更について  
居宅介護サービス計画の変更が必要な場合、利用者との合意をもって居宅サービス計画の変更を行います。
- ⑧ 給付管理について  
居宅サービス計画実施後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
- ⑨ 介護認定等への協力について  
利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。利用者が希望する場合は、認定の申請を利用者に代わって行います。
- ⑩ 居宅サービス計画等の情報提供について  
利用者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

## 8 個人情報の保護について

- ① 居宅介護支援事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らしません。
- ② 居宅介護支援事業所は、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を漏らす事のないよう必要な処置を講じます。
- ③ 居宅介護支援事業所は、健康管理を含む居宅介護支援のために必要な利用者の個人情報を、利用者の同意をあらかじめ文書で得て、利用するサービス事業所やかかりつけの医療機関や薬局等との情報共有、連携などに用います。また利用者の家族の個人情報をを用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書で得ます。
- ④ 保険者である市町村が行う地域ケア会議、事例検討会などでは、個人情報を伏せて、個人が特定できない方法で取り扱います。
- ⑤ 保険者である市町村が行うケアプラン検証、適正化事業など、保険者から要請があった場合はケアプラン等の確認を受けます。
- ⑥ 介護支援専門員実務研修等の実習生が、介護支援専門員に同行する場合は、あらかじめ利用者、家族の同意を得ます。

## 9 苦情の申立、相談の窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談窓口

居宅介護支援事業所 ぼっちり 管理者 織田 ひとみ	高知県吾川郡いの町駅前町14 TEL 088-891-6616 FAX 088-821-6337 受付時間：月～金曜日 8：30～17：30
------------------------------	--

利用者及びその家族から苦情を受けた場合には、苦情内容や意向等の確認及び記録を行います。苦情解決にあたっては、内容について事情調査のうえ、利用者及び家族に対して誠意を持って解決に努めます。

公共機関においても、以下の機関で苦情の申し立てができます。

いの町ほけん福祉課介護保険係	高知県吾川郡いの町1400 TEL 088-893-3810 FAX 088-893-1101
高知県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係	高知県高知市丸ノ内2丁目6番5号 TEL 088-820-8410 FAX 088-820-8413

(市町村については、お住まいの市町村の窓口に申し立て下さい。)

#### 10 高齢者虐待の防止のための措置

高齢者の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止に関する以下の措置を講じます。

- ①虐待防止委員会の開催
- ②高齢者虐待防止の為に指針の整備
- ③虐待防止研修の実施
- ④担当者の配置

虐待防止に関する担当者	(管理者) 織田 ひとみ
-------------	--------------

#### 11 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施する。早期の業務再開を計るための業務継続計画を作成し、必要な措置を講じます。

#### 12 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延防止のために感染対策委員会を定期、必要時に開催します。

感染対策委員会担当者	(管理者) 織田 ひとみ
------------	--------------

#### 13 身体的拘束等の原則禁止や身体拘束を行う場合の記録について

利用者又は他の利用者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむ得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむ得ない理由(切迫性、非代替性及び一次性を満たす)の確認を組織として慎重に行い記録をします。

#### 14 緊急時の対応について

サービス提供時の事故発生や利用者の体調悪化等の緊急時には、家族や医療機関への連絡

等を行います。

#### 15 事故発生時の対応について

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

#### 16 記録の保管について

居宅介護支援事業のサービス提供の記録について、少なくとも5年間は保管します。利用者及びその家族が希望された場合は、閲覧及び写し（実費必要）を交付します。

#### 17 その他

この重要事項説明書は、介護保険情報公表システム、社会福祉法人伊野福社会ホームページに掲載します。

#### 付則

この規程は平成26年5月16日より施行する。

この規程は平成27年1月16日より施行する。

この規程は平成27年3月12日より施行する。

この規程は平成27年4月16日より施行する。

この規程は平成27年9月16日より施行する。

この規程は平成27年12月1日より施行する。

この規程は平成28年4月1日より施行する。

この規程は平成30年4月1日より施行する。

この規程は平成31年3月1日より施行する。

この規程は令和1年10月1日より施行する。

この規程は令和2年2月1日より施行する。

この規程は令和3年4月1日より施行する。

この規程は令和3年10月1日より施行する。

この規程は令和5年6月1日より施行する。

この規程は令和6年4月1日より施行する。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービス開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 伊野福祉会

〒781-2128 高知県吾川郡いの町波川 560 番地 2

居宅介護支援事業所 ぼっちり

〒781-2107 高知県吾川郡いの町駅前町 14

管理者 織田 ひとみ

説明者氏名 \_\_\_\_\_

重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代筆者 \_\_\_\_\_ (続柄)

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_